

大和市告示第192号

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）第15条の2第1項の規定により、次のとおり個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を指定した。

令和5年12月12日

大和市長 古谷田 力

1 寄附金を受領する者

大和市南林間二丁目14番8号

学校法人高座学園

2 寄附金の種類

学校法人高座学園の主たる目的である業務に関連する寄附金（大和市の区域外における施設の建設等のための費用に充てるために支出された寄附金を除く。）

3 寄附金税額控除の対象となる寄附金の支出の期間

令和5年9月25日から